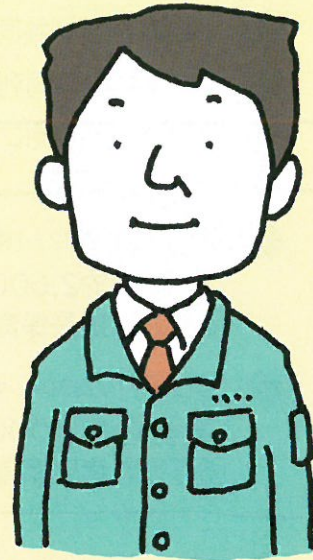


保育園が  
会社にあると  
安心して働ける。



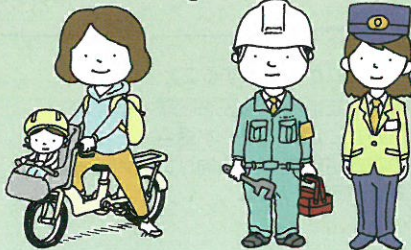
保育園を  
会社につくったら、  
従業員がイキイキ。



子育て中の  
従業員もうれしい。  
会社もうれしい。

# 「会社がつくる保育園」 新たな助成制度が はじまります。

従業員の多様な働き方に  
対応できる。



パートタイム勤務

土日、夜間勤務

地域の会社が共同で  
つくることもできる。





# 従業員のための保育園をつくりませんか？ 設置・運営の費用を 【企業主導型保育事業】で助成します。

## ポイント

- 働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスが提供できます。  
(延長・夜間、土日の保育、短時間・週2日のみの利用も可能)
- 複数の企業が共同で設置することができます。
- 他企業との共同利用や地域住民の子供の受け入れができます。
- 運営費・整備費について、認可施設並みの助成が受けられます。



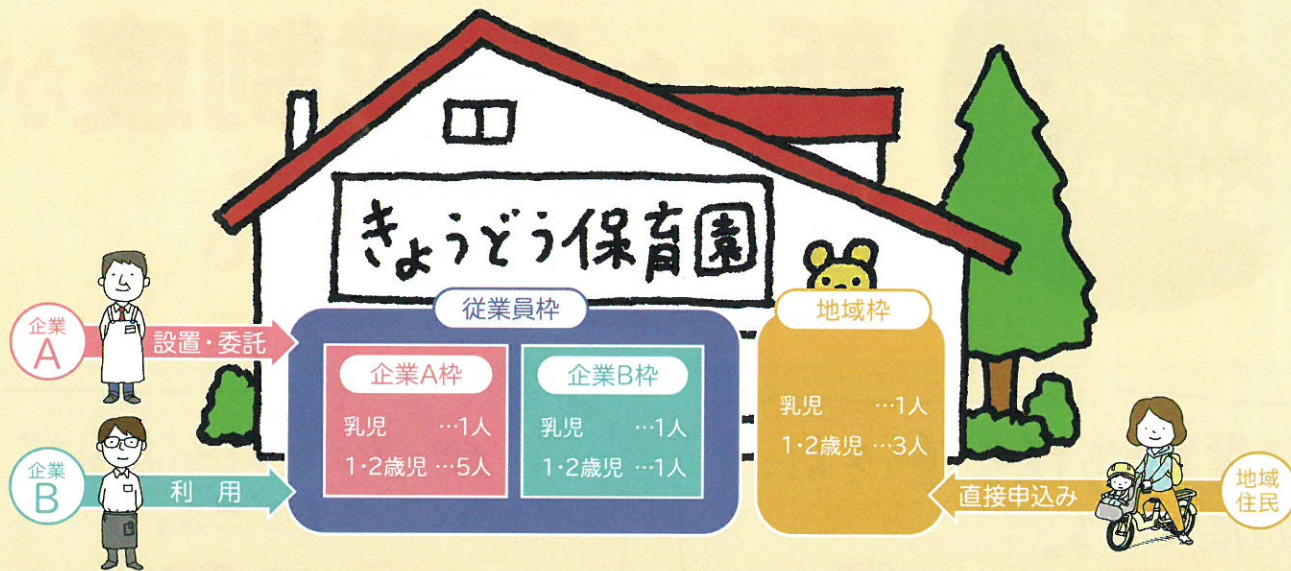
## 助成内容 (予定)

- **運営費** (定員12人[乳児3人、1・2歳児9人]、東京都特別区、11時間開所、保育士比率50%の場合)
  - 基本額 約2,600万円(年額)
  - 各種加算 延長保育、病児保育、夜間保育など(実施に応じて加算)
- **整備費** (定員30人、東京都、新設の場合) ※既存施設の改修にも補助があります。
  - 基本額 約8,000万円
  - 各種加算 病児保育スペース、一時預かりスペースなど(実施に応じて加算)



## モデル例

- 企業A(事業実施者)が保育園(定員12人)を設置\*する場合 \*運営委託が可能です。
  - ・定員12人のうち、8人を従業員枠(うち6人は自社枠)、4人を地域枠と設定。
  - ・企業Bは、自社従業員の利用に供するため、企業Aと利用枠契約(2人)を締結。
  - ・地域住民は、企業Aに直接利用申し込みをし、利用契約を締結。



## 主な要件

- 一般事業主(子ども・子育て拠出金を負担している事業者)であること
- 下記①～③のいずれかに該当すること
  - ①従業員向けに新たに保育施設を設置する場合
  - ②既存施設で新たに定員を増やす場合
  - ③既存施設の空き定員を他企業向けに活用する場合
 ※このほかにも要件等があります。

## 企業主導型のベビーシッター利用者支援事業もあります。

残業や夜勤などの多様な働き方をする従業員が利用するベビーシッター費用の一部を補助するものです。

補助額 1回あたり2,200円(多胎児加算あり)

企業負担 大企業:10% 中小企業:5%



詳細は、  
内閣府子ども・子育て本部の  
ホームページをご覧ください。



子ども・子育て支援新制度

検索